

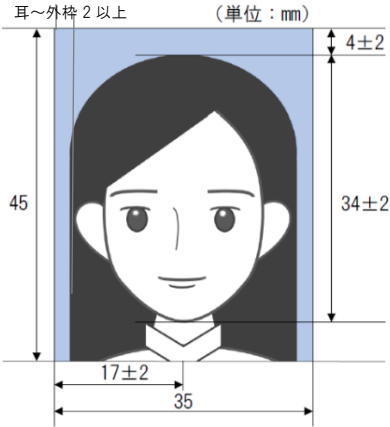
❖ 旅券（パスポート）の申請について ❖ <この案内は、新規と切替申請の一例です。>

佐賀県（2021.4.1現在）

申請に必要な書類

住民登録されている市町の旅券（パスポート）窓口で申請してください。

※ 必要な書類をすべて揃えて申請してください。

<p>1 一般旅券発給申請書 1通 注) 10年用と5年用があります。</p>	<p>* 20歳以上の方…10年旅券か5年旅券のいずれかの旅券を選択できます。 * 20歳未満の方…5年旅券のみ申請できます。 ※外務省ホームページからダウンロード申請書が利用できます。</p>				
<p>2 戸籍謄本又は抄本 1通 ※記載内容が最新で提出の日前6か月以内に作成されたもの</p>	<p>* 有効期間内に切り替える場合で、氏名・本籍地の都道府県名に変更がない20歳以上の方は省略できます（一時帰国者など、申請の内容によっては、必要になる場合があります）。 ○ 家族で同時に申請する場合 同一戸籍の複数の方が同時に申請する場合、戸籍謄本1通で申請できます。</p>				
<p>3 写真（ふちなし縦45mm×横35mm）1枚 提出写真規格</p>  <p>裏面下段に名前を記入し、申請書に貼らずにお持ちください。</p>	<p>* 申請者本人のみが撮影されたもの。 * 6か月以内に撮影されたもの * 正面向き、無帽、無背景、縁なしで左図の各寸法を満たしたもの。 ○ 持参された写真が旅券（パスポート）に転写されます。 ○ デジカメ、ボックス等で撮影された写真は規格を満たさない場合が多いため御注意ください。不適当な場合は撮り直しをお願いすることがありますので、なるべく写真店等でパスポート用と指定してお撮りください。</p> <p>【ふさわしくない写真】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■写真規格の各寸法を満たしていないもの。 ■不鮮明なもの。画質がよくないもの。変色しているもの。影のあるもの。 ■背景と人物の色、コントラストが適当でなく人物を特定できないもの。 ■表情が通常の顔と大きく異なるもの。 ■メガネのレンズに光が反射しているもの、フレームが目にかかっているもの、目元のわかりにくいもの、度が強く顔が歪んでみえるもの等。 ■サングラス、マスク、カラーコンタクト、瞳強調コンタクトを着用しているもの。 ■ヘアバンドやリボン等髪かざりをしているもの。 ■イヤリング、ピアス等で顔の一部が隠れているもの。イヤホンや目立つ装飾品をつけているもの。 ■髪を極端に変色したり、髪が目にかかっていたり、顔の一部を覆っているもの。 ■タートルネック、スカーフ等で首元が隠れているもの。 				
<p>4 本人確認書類 原本で有効なもの(コピーは不可) * 本人確認書類の氏名、生年月日、性別、ふりがな、住所、本籍地が戸籍や住民票の記載内容と一致しているものに限り、 * 代理人が提出する場合は、申請者本人と代理人、それぞれの「本人確認書類」が必要で、 代理人提出の場合は代理人の本人確認書類として右記①もしくは②の中から1点提示（提出）してください。 * 代理人は、申請者本人の本人確認書類の原本を預かってきてください。 * 申請者が乳幼児・児童生徒（中学生以下）で、本人確認書類の提示又は提出が困難な場合は、法定代理人の本人確認書類での申請も可能です。ただし、当該法定代理人が申請窓口へ出頭していることが必要です。</p>	<p>① 次の中から1点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国旅券（有効なもの又は有効期間満了後6か月以内のもの） ・運転免許証 ・運転経歴証明書（※平成24年4月1日以降に交付されたもの） ・マイナンバーカード ・写真付き住民基本台帳カード ・写真付き官公庁職員（特殊法人を含む）身分証明書 ・写真付き身体障害者手帳、（写真貼り替え防止がなされているもの、カード式）、等 <p>② ①がない場合、2点（A+B）、（A+A）。Bの書類2点では、申請を受理できません。</p> <table border="1" data-bbox="531 1332 1540 1579"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">A</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証、国民健康保険証、船員保険証、共済組合員証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・年金証書、手帳（国民年金、厚生年金、船員保険年金、共済年金、恩給証書） ・印鑑登録証明書（登録印も持参）、等 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・学生証、会社の身分証明書、公の機関の資格証明書（いずれも写真付。記載内容によっては本人確認書類とならない場合があります。） ・有効期間満了後6か月を超える旅券 ・帰国のための渡航書 ・療育手帳、精神障害者福祉手帳（写真付、カード式）、等 </td> </tr> </table> <p>* 該当するものがない方は、必ず事前に御相談ください。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証、国民健康保険証、船員保険証、共済組合員証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・年金証書、手帳（国民年金、厚生年金、船員保険年金、共済年金、恩給証書） ・印鑑登録証明書（登録印も持参）、等 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証、会社の身分証明書、公の機関の資格証明書（いずれも写真付。記載内容によっては本人確認書類とならない場合があります。） ・有効期間満了後6か月を超える旅券 ・帰国のための渡航書 ・療育手帳、精神障害者福祉手帳（写真付、カード式）、等
A	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証、国民健康保険証、船員保険証、共済組合員証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・年金証書、手帳（国民年金、厚生年金、船員保険年金、共済年金、恩給証書） ・印鑑登録証明書（登録印も持参）、等 				
B	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証、会社の身分証明書、公の機関の資格証明書（いずれも写真付。記載内容によっては本人確認書類とならない場合があります。） ・有効期間満了後6か月を超える旅券 ・帰国のための渡航書 ・療育手帳、精神障害者福祉手帳（写真付、カード式）、等 				
<p>5 以前に取得された旅券</p>	<p>* 有効なパスポートをお持ちの方は必ず提出してください（残りの期間は切り捨てになります）。期限が切れている場合もお持ちください。ただし、期限が切れているパスポートを紛失している場合はその旨を申し出てください。</p>				
<p>6 住民票（原則不要）</p>	<p>佐賀県内に住民登録されている方は、住基ネットで検索可能なため原則不要です。</p>				

受領についてのご注意

◎ 旅券は申請した窓口へ、旅券引換書を持参のうえ、必ず御本人が受け取りにきてください（代理人は不可）。

◎ 旅券の受領日 申請日から5日目以降です。（佐賀市での申請は、申請日から4日目以降です。）

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日の期間は日数に含みません。

交付予定時間については、申請される市町旅券（パスポート）窓口にお問い合わせください。

※ 交付予定日後、早めに受け取ってください。発行日から6か月以内に受領されない場合、旅券は失効します。

◎手数料 受取時に納付してください。販売場所は申請受付時に御案内します。

種類	申請日現在の満年齢	収入印紙	佐賀県収入証紙	合計
10年有効旅券	20歳～	14,000円	2,000円	16,000円
5年有効旅券	12歳～	9,000円	2,000円	11,000円
	0歳～11歳	4,000円	2,000円	6,000円

参考：例えば11歳は、「年齢計算ニ関スル法律」により誕生日の前々日までであり、12歳の誕生日の前日の申請は「12歳～」の区分になります。

代理提出について

新規（切替を含む）申請は、代理人でも申請書を提出できます。代理提出には次の書類が必要です。

- ① 「申請に必要な書類」〔申請書は申請者本人が記入、申請者の本人確認書類は原本を御持参ください。〕
- ② 申請書裏面の「申請書類等提出委任申出書」の記入（本人直筆）
- ③ 代理人の本人確認書類（申請に必要な書類4①、②の中から有効期間内のもの1点）

※ 代理人は申請内容に関する質問に的確に答えられることが必要です。

未成年者又は成年被後見人が申請する場合

申請書裏面の法定代理人署名欄に、必ず法定代理人（親権者又は後見人）本人が署名してください。

※ 法定代理人（親権者又は後見人）が遠隔地に在住等のため、申請書に署名できない場合は、「旅券申請同意書」を提出してください。
様式は佐賀県ホームページからダウンロードできます。

切替申請について

旅券が有効期間内でも次に該当する時は、その旅券を返納し、新たに申請することができます。ただし、旧旅券の残りの有効期間は切り捨てになります。

- ① 旅券の残りの有効期間が1年未満になった場合
- ② 旅券の記載事項（氏名、本籍地の都道府県名）が変更になった場合（有効期限が同一の記載事項変更申請もできます。）
- ③ 旅券の査証欄の余白がなくなった場合（1回に限り増補申請もできます。）

有効期間内の旅券の紛失又は焼失、刑罰等関係該当の方、外国式の姓・名で申請される方及びヘボン式ローマ字以外の表記を希望される方は事前にお問い合わせください。

旅券窓口一覧及び取扱い時間

住民登録のない市町の窓口では申請・交付（受け取り）ができませんので御注意ください。詳しくは、住民登録をされている市町にお問い合わせください。※ 祝日及び12月29日から1月3日までは除きます。

市町名	窓 口	時 間 ・ 曜 日	電話番号
佐賀市	佐賀市市民サービスセンター （エスプラッツ2階）	（月～金）10:00～18:30（火）19:00まで申請・受取可能 （日）12:00～16:00受取のみ可能	0952-27-6700
唐津市	唐津市役所市民課 （本庁）	（月～金）8:30～17:15 （日）9:00～12:00受取のみ可能	0955-72-9120
鳥栖市	鳥栖市役所市民課	（月～金）8:30～17:00（火）19:00まで申請・受取可能 第1・3（土）9:00～12:00受取のみ可能（要予約）	0942-85-3580
多久市	多久市役所市民生活課	（月～金）8:30～17:00（火）19:00まで受取可能（要予約）	0952-75-6116
伊万里市	伊万里市役所市民課	（月～金）8:30～17:15（火）19:00まで申請・受取可能	0955-23-2143
武雄市	武雄市役所市民課（本庁）	（月～金）8:30～17:00（火）19:00まで受取可能（要予約）	0954-23-9225
鹿島市	鹿島市役所市民課	（月～金）8:30～17:00	0954-63-2117
小城市	小城市役所市民課	（月～金）8:30～17:15	0952-37-6100
嬉野市	嬉野市役所市民課（塩田庁舎）	（月～金）8:30～17:00	0954-66-9118
	嬉野市役所市民課（嬉野庁舎）	（月～金）8:30～17:00	0954-42-3304
神埼市	神埼市役所市民課（本庁）	（月～金）8:30～17:15（火）19:00まで申請・受取可能	0952-37-0116
吉野ヶ里町	吉野ヶ里町役場住民課 （三田川庁舎）	（月～金）8:30～17:15 （火・木）19:00まで受取可能（要予約）	0952-37-0333
基山町	基山町役場住民課	（月～金）8:30～17:15	0942-92-7932
上峰町	上峰町役場住民課	（月～金）8:30～17:15（火）19:00まで受取可能（要予約）	0952-52-7412
みやき町	みやき町役場 北茂安総合窓口課	（月～金）8:30～17:15	0942-89-1652
玄海町	玄海町役場住民課	（月～金）8:30～17:15	0955-52-2157
有田町	有田町役場住民環境課	（月～金）8:30～17:00（水）17:45まで受取可能	0955-46-2114
大町町	大町町役場町民課	（月～金）8:30～17:15	0952-82-3113
江北町	江北町役場町民生活課	（月～金）8:30～17:15（火）19:00まで申請・受取可能 第2（日）8:30～12:00受取可能	0952-86-5613
白石町	白石町役場住民課	（月～金）8:30～17:15（木）19:00まで受取可能（要予約） 第2（土）8:30～12:00受取のみ可能（要予約）	0952-84-7115
太良町	太良町役場町民福祉課	（月～金）8:30～17:15（火）19:00まで申請・受取可能	0954-67-0718

佐賀県の旅券（パスポート）窓口（国際課分室）

佐賀県 パスポート

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号（佐賀県庁 新館1階） TEL：0952-25-7005

- * 県庁国際課（旅券担当）での申請受付・交付（受け取り）は原則していません。（ただし、通勤や通学等により県庁で手続きをした方が便利の方は、県庁国際課（旅券担当）での申請・交付（受け取り）が可能な場合がありますので、事前にお問い合わせください。）
- * 基本的なことについて記載しています。これによらない場合がありますので、御質問等ありましたら各市町又は県の旅券（パスポート）窓口へお問い合わせください。
- * 査証（ビザ）については各大使館（領事館）へ直接お問い合わせください。